

1. 調査概要

1. 事業の目的

スポーツ基本法(2011年8月施行)において、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と障害者スポーツに関する基本理念が掲げられた。本事業では、地域における障害者のスポーツ・レクリエーション環境の実態について把握し、健常者と障害者が一体となったスポーツ・レクリエーション活動を地域住民が更に享受するための方策や目標設定の検討に活用することを目的とする。

2. 調査の内容

(1) 地方自治体の障害者スポーツ振興に関する調査

都道府県と市区町村の「障害者スポーツ担当部署」を対象に主たる障害者スポーツ部局、施設やプログラムなどのサービスの実態、ニーズの把握状況など、障害者スポーツ行政全般を調査

(2) 障害者スポーツ施設に関する調査

障害者スポーツ施設114か所を対象に、所有施設、利用者数、有資格指導者配置状況、指定管理者制度導入状況、プログラム等の提供状況など、障害者スポーツ施設の実態を調査

(3) 総合型地域スポーツクラブの障害者スポーツ振興に関する調査

全国の総合型地域スポーツクラブ 1,840 か所を対象に、障害者の参加状況や、障害者が参加できるプログラムの有無、障害者を指導できる指導者の配置状況などの実態を調査

(4) 障害者スポーツ指導者に関する調査

日本障害者スポーツ協会公認指導者 21,924 人を対象に、日本障害者スポーツ協会が実施した調査データを二次分析し、資格の種類別、性別、年代別、地域別など、様々な視点から指導者の実態を把握

3. 事業の実施体制

障害者スポーツに関わる関係団体や有識者等で構成される調査検討会議委員会を設置。全4回の調査検討会議を開催した。

(1) 調査検討会議委員会 委員

委員長	藤田 紀昭	同志社大学 スポーツ健康科学部 教授
委員	内田 若希	九州大学 健康科学センター 講師
	大日方 邦子	電通パブリックリレーションズ シニア・コンサルタント
	加藤木 紳克	神奈川県教育委員会 教育局生涯学習部スポーツ課 競技スポーツグループ グループリーダー
	小久保 信幸	日本レクリエーション協会レクリエーション支援者育成チーム マネージャー
	澤江 幸則	筑波大学 体育系 准教授
	高山 浩久	東京都障害者スポーツ協会 地域スポーツ振興室 室長
	水原 由明	日本障害者スポーツ協会 養成研修部 次長
	渡邊 一利	笹川スポーツ財団 常務理事

(2) 調査検討会議の開催

① 第1回調査検討会議:

委員:8名

期日:平成24年5月15日(火)10:00~11:50

会場:笹川スポーツ財団会議室

② 第2回調査検討会議

委員:8名

期日:平成24年7月25日(水)14:00~16:00

会場:笹川スポーツ財団会議室

③ 第3回調査検討会議

委員:8名

期日:平成24年11月12日(月)17:00~19:00

会場:笹川スポーツ財団会議室

④ 第4回調査検討会議

委員:6名

期日:平成25年3月29日(金)10:00~12:00

会場:笹川スポーツ財団会議室

4. 要旨

(1) 地方自治体の障害者スポーツ振興に関する調査

多くの自治体で「障害福祉・社会福祉関連部署」が障害者スポーツを所管

都道府県では、45 道府県が「障害福祉・社会福祉関連部署」、残りの 2 都県（東京都、佐賀県）が「首長部局のスポーツ担当部署」、市区町村では、およそ 7 割が「障害福祉・社会福祉関連部署」、2 割が「教育委員会等のスポーツ担当部署」であった。人口 50 万人未満の市区町村では、人口規模が大きいほど、スポーツ担当部署が所管する割合が高い傾向が見られた。【図表 1-1、1-13、1-14】

都道府県は競技会中心、市区町村はレクリエーション中心の事業展開

障害者スポーツ振興に関する事業については、都道府県では、「障害者スポーツの競技大会」「全国障害者スポーツ大会への選手派遣」「障害者スポーツ指導者養成講習会」の順で多く、市区町村では、「障害者スポーツ・レクリエーションの運動会」「障害者スポーツの競技大会」「障害者スポーツ・レクリエーションの教室（一定期間内の継続事業）」の順で多かった。また、障害者スポーツ・レクリエーションに関する事業、専用施設の運営については、人口規模が大きいほど、実施している市区町村の割合が高い傾向が見られた。【図表 1-2、1-15、1-17】

(2) 障害者スポーツ施設に関する調査

障害者スポーツ施設は全国に 114 か所。設置者は 6 割が市町村

障害者専用の、又は障害者が優先的に利用できる「障害者スポーツ施設」は全国に 114 か所設置されている。設置者は都道府県が 45 か所、市町村が 68 か所（内、政令指定都市 21 か所）であった。施設のおよそ 8 割は 1990 年までに設置されている。【図表 2-2、2-3、2-4】

8 割以上が指定管理者に管理運営を委託。社会福祉協議会等が 6 割以上

障害者スポーツ施設の管理運営主体の 8 割以上が指定管理者であった。指定管理者の内訳は、「社会福祉協議会・社会福祉事業団・リハビリテーション事業団」が 6 割以上を占めていたが、「体育協会・スポーツ振興事業団」が指定管理者となっている場合も約 1 割見られた。また、7 施設については、「障害者スポーツ協会」が施設を管理運営している現状も明らかとなった。【図表 2-5、2-6】

(3) 総合型地域スポーツクラブの障害者スポーツ振興に関する調査

総合型地域スポーツクラブの 4 割に障害者が参加

障害者が「現在、参加している」又は「過去に参加していた」総合型地域スポーツクラブは、全体のおよそ 4 割であった。障害者が参加している（していた）クラブは、参加していないクラブと比較して、会員数が多い、予算規模が大きい、常勤のマネージャーやスタッフの配置人数が多い傾向が見られた。【図表 3-8、3-38、3-39、3-41、3-42】

特別な配慮や対応はせずに、参加できる障害者が自然体で参加する傾向

障害者がクラブに参加した経緯として、およそ 7 割のクラブが、「一般のプログラムに障害者の参加希望があった」と回答した。また、同じようにおよそ 7 割のクラブが、「一般のプログラムに特別な配慮なく参加している」としている。参加している種目としては、「卓球」「グラウンド・ゴルフ」「健康体操、運動」「ウォーキング、ハイキング」などが多かった。【図表 3-9、3-14、3-15】

(4) 障害者スポーツ指導者に関する調査

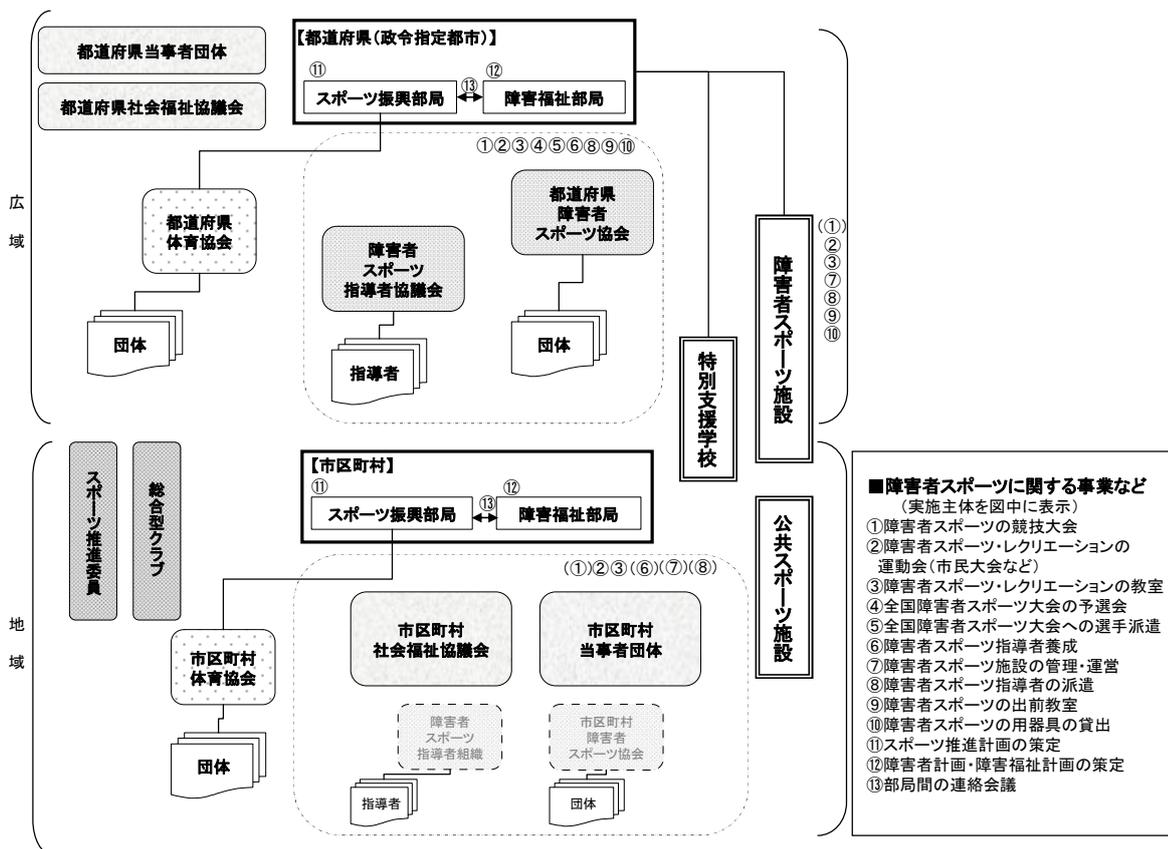
障害者スポーツ指導員は全国に約 2 万 1,000 人

日本障害者スポーツ協会公認の障害者スポーツ指導員(初級、中級、上級)の登録者数は現在 21,924 人で、過去 10 年間横ばいである。初級が全体の 85%を占め、中級が 10%、上級は 3%であった。都道府県別では、人口に占める指導員数の割合が高いのは「高知県」「山口県」「宮城県」であり、「高知県」では指導員の 3 割以上を中級以上の指導員が占めている。【図表 4-2、4-3、4-4、4-5、4-6】

有資格者の 3 割は月に 1 回以上活動。週 1 回以上の定期的な活動者は 1 割

障害者スポーツ指導員資格を有する者の活動状況を見ると、3 割の者は「月に 1 回以上」、1 割強の者は「週に 1 回以上」何らかの活動をしていた。週に 1 回以上活動している指導員の年代別の割合を見ると、40 代、50 代の 1 割強、60 代、70 代以上の約 2 割が、定期的な活動者であった。【図表 4-17】

図表 1 地方自治体における障害者スポーツ推進体制図



II. 調查報告

1. 解説:地域の障害者スポーツ振興に関わる組織と施設

地域の障害者スポーツ振興に関わる組織と施設

地域の障害者スポーツ振興に重要な役割を果たしている組織に、都道府県障害者スポーツ協会と、都道府県障害者スポーツ指導者協議会がある。これらの組織は、都道府県の障害者スポーツ担当部署との連携の下、各地で様々な活動を行っている。

1. 都道府県障害者スポーツ協会

全国 47 都道府県のうち、44 都道府県に設置されている。1952 年の愛知県に始まり、1980 年代後半から多くの都道府県で設置された。背景には、1990 年に身体障害者スポーツ協会連絡協議会が発足し、長野パラリンピック大会（1998 年）を契機に身体・知的・精神の三障害全てのスポーツ振興組織が統括され始めたことや、日本障害者スポーツ協会内部に日本パラリンピック委員会が設置されたこと（1999 年）がある。事務局は、半数近くが他団体の部屋の一部を使用しており、独立して事務所を持っているのは 3 割程度である。主な事業として、①全国障害者スポーツ大会予選会の開催、及び全国大会への選手派遣、②日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導員の養成がある。

注：一部の都道府県では、「障害者スポーツ協会」の名称が使用されていないが、「障害者スポーツ協会協議会」に加盟している団体がある。実質的に都道府県協会として機能している団体であることから、「障害者スポーツ協会」としてカウントしている。

2. 都道府県障害者スポーツ指導者協議会

日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導員を会員とする指導者組織で、全国 47 都道府県に設置されている。1986 年の北海道に始まり、1990 年代後半から多くの都道府県で設置された。1994 年に全国 8 ブロックからなる協議会ができ、翌年、各ブロックの連絡・調整組織として、「身体障害者スポーツ指導者代表者会議」が発足したことを受けて、全ての都道府県に普及した。事務局は、障害者スポーツ協会内、個人宅、障害者スポーツセンター、社会福祉センターなどの施設内に設置されており、独立して事務局を構えているケースはまれである。主な事業として、①障害者スポーツ大会の開催・支援、②会員の資質向上のための講習会・研修会の開催がある。本報告書Ⅱ-(4)「障害者スポーツ指導者に関する調査」で事例を紹介している。

3. 障害者スポーツ施設

都道府県と一部の市区町村では、障害者が専用あるいは優先的に利用できるスポーツ施設を設置している。障害者スポーツセンター、障害者福祉センター、勤労障害者体育館などの名称で、障害者の利用を考慮した設備や備品を備え、専門の指導者を配置している。詳細は本報告書Ⅱ-(2)「障害者スポーツ施設に関する調査」参照。